（証券コード 9318）
平成 27 年 6 月 19 日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目 5 番 5 号
アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　　チャー　チェンロン

（訂正）「第 95 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 6 月 8 日付で送付いたしました「第 95 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき箇所がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、会社法施行規則第 65 条第 3 項に基づき、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正のご連絡をさせて頂きます。

敬　具

記

【訂正箇所１】（下線で表示）
事業報告　２．会社の現況（４）会計監査人の状況（19 ページ）

（訂正前）

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

（中略）

（注）「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不信任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

（訂正後）

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

（中略）

（注）「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

【訂正箇所２】（下線で表示）
事業報告　２．会社の現況（４）会計監査人の状況（19 ページ）

（訂正前）

≪記載なし≫

（訂正後）

⑤責任限定契約の内容の概要

会計監査人アスカ監査法人の会社法第 423 条第 1 項の責任について、同監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、23,000,000 円または会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、同監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

以　上